

# 戦前の山村における電灯会社の展開と住民の対応 —岐阜県上之保電気を事例として—

西 野 寿 章

Establishment and Management of Electric Supply Company by Resident's  
Participation in the Mountain Village before World War II  
—A case study of Kaminoho Electric Supply Company of Gifu Prefecture—

Nishino Toshiaki

## Summary

The purpose of this research is to clarify the characteristic of electric supply company established in the mountain village. The electric power industry of Japan before World War II has developed by the market mechanism. The numbers of electric supply companies reached 818 in 1933. A lot of electric supply companies were established in the city where the demand scale of electricity was large. However, the electric supply company was not established in the mountain village for a small scale of electric demand. Kaminoho Electric Company was established in the Kaminoho village of Gifu Prefecture in central Japan where the sericulture and the charcoal production were the economic bases as a limited partnership by the man of importance of the region in 1919, and became a corporation in 1922.

The characteristic of this electric supply company is a geographical distribution and number of stockholder. The executive of this company hold 69% of the stock of company, on the other hand, 80% of the stockholder hold 1 or 2 stocks only. The investor in the city did not invest in the electric supply company of the mountain village for a small scale of profit ; therefore, the inhabitant of the mountain village supported the management with investment. The rate of the spread of the electricity of the Kaminoho village by this electric supply company reached 93.8% in 1927 ; however, it decreased to 84.6% in 1930. This cause was an economic crisis in the world by the sudden fall of stock prices of the United States of 1929. Therefore the profit of the electric supply company decreased after 1929. Japanese Government enacted the law which managed an electric supply by the nation in 1938, and Kaminoho Electric Company dissolved by investment in the national policy company in 1939.

## I 戦前の電気事業史研究の課題

筆者は、民営主導によって発展した第二次世界大戦以前の日本の電気事業の性格について、1938（昭和13）年に電力の国家管理が開始されるまでは、明治末期以降の産業の跛行的発展が反映された近代日本の地域構造が、そのまま電灯会社の規模や経営のあり方に反映していたことを指摘し、こうした動きの中で、経営効率の悪さから民間電灯会社が配電地域に組み込まなかった山村地域において展開した内発的な電気事業の存在に注目した。なぜならば、国家財政の投入先が軍事費に傾斜していく大正期以降の地方財政下において、苦しい財政運営を強いられていた山村自治体が、莫大な初期投資を必要とする電気事業を成立させるには、内発性を支える地域的条件が存在していたはずだと考えたからであった。

長野県旧上郷村では、投資効率を重んじる鉄道会社と一斉点灯をめざす村とが対立し、官製化に抵抗する青年団が運動の一環に組み入れたことなどから闘争が長期化した。その際、一斉点灯をめざした村落共同体の基盤となり、闘争期間における電気導入のための活動資金となったのは、広大な村有林であったことが判明した<sup>2)</sup>。それ以降、筆者は戦前において町村営電気事業が集中していた岐阜県への集中の要因と成立可能条件の究明に取り組み、町村営電気事業の意義についても考察してきた<sup>3)</sup>。長野県旧中澤村の研究事例では、村営電気事業を計画するものの、起債が許可されなかったことから、村は部落単位に寄附金を求め、各部落では部落有林野の立木売却代金を村に寄附することによって村営電気が設立され、小作層の負担を部落有林野が補ったことを明らかにした<sup>4)</sup>。さらに、主に山村の集落単位で電気事業に取り組んだ電気利用組合に注目し、その役割や設立の背景を考察した<sup>5)</sup>。また、当初は地域特性に対応した電灯会社が設立されていくものの、やがては東京資本の電灯会社に独占されていった戦前の群馬県における電気事業の展開過程を整理し、戦前から他県に電源を求めてきた東京都の電気の需給構造問題についても論及した<sup>6)</sup>。

筆者の電気事業を巡る主要な関心は、内発的に地域電化に取り組んだ山村地域にあるが、戦前における山村の電化は、町村営電気や電気利用組合だけによってなされたわけではなく、小規模な電灯会社によってもなされた。日本の電気事業史研究には、膨大な蓄積があるが<sup>7)</sup>、その中心は五大電力といわれた大手電灯会社の研究で、独占資本体の形成メカニズムに関心が向けられてきた。その一方、地方の中小規模電灯会社の研究は、社史を除くと多くの蓄積があるわけではない。たとえば、和歌山水力電気や博多電灯、下野電力の設立や経営などに関する研究がみられるものの<sup>8)</sup>、山村地域に設立された電灯会社については、町村史などの郷土史研究において概説的に述べられる程度で、管見では、その設立過程や経営に関する研究は皆無に等しい。それゆえに、戦前における地方の電気供給を担った電灯会社の設立過程と経営に関する研究は、日本の電気事業史の側面を明らかにするためにも重要だといってもよい。

本稿は、1919（大正8）年、岐阜県旧上之保村（現関市）に開業した上之保電気の設立から国家管理による終焉までの間の経営について、保存されていた資料にもとづいて分析し、山村における小規模電灯会社の特性を明らかにすることを目的とする。上之保電気の立地した岐阜県の戦前の電気事業史に関する研究は、筆者の若干の研究を除いては、橘川武郎<sup>9)</sup>によって経営史的にまとめられ、郷土史研究においては端的にふれる報告がみられる程度である。なお、上之保電気については、1976年に刊行された『上之保村誌』<sup>10)</sup>、2000年に刊行された『上之保村史

<sup>16)</sup>誌』において、若干の資料の紹介が行われているが、その特性を論及するには至っていない。なお、『上之保村誌』は、戦前の1938年にまとめられた土屋禮一がまとめた『上之保村誌』<sup>17)</sup>がベースとなっているが、『上之保村誌』においては、河川が発電に利用されているとの記述は見られるが、上之保電気に関する記述はない。

## II 岐阜県武儀郡における電気事業の展開と終焉

上之保電気は、1919（大正8）年、岐阜県中部（中濃）の長良川支流津保川の源流部に位置する上之保村に開業した。当初は合資会社として開業したが、後に株式会社となって山村の電化に寄与した。第1図は、上之保電気が開業した1919年当時の上之保村が属した武儀郡における電気供給状況を示したものである。武儀郡の中心地である関町を含んだ武儀郡の西北部から



第1図 1919（大正8）年における岐阜県武儀郡の電気供給状況

（電気事業要覧より作成）

注：1919年においては、1921年に関町と合併した吉田村が存在したが、明確な地域境が判明しないため、町村境は省略した。なお、吉田村は1919年現在、板取川電気の供給地域となっている。また、1919当時、上之保村に隣接した神淵村、菅田町なども武儀郡であったが、流域が異なることから昭和の大合併の際に加茂郡に組み替えられており、本図においては、最終的な武儀郡の範囲だけを示した。

南部の板取川流域の地域は、1910（明治43）年に開業した板取川電気（本社・美濃町）が供給しており、関町に隣接した小金田村には、名古屋鉄道美濃町線（1999年廃止）の前身である美濃電気軌道（電気部門開業1918年、本社・岐阜市）が供給していた。これに対して、武儀郡東部の津保川流域では、富之保村の粟野水力電気組合（1917年開業）と上之保電気があったが、中之保村、下之保村、そして富野村と、長良川沿いの洲原村は無配電地域となっていた。粟野水力電気組合は、1915年の御即位記念事業として粟野区営により電気組合を組織して設立された。<sup>18)</sup>

その後、粟野水力電気組合は、1919年に津保川電気(本社・富之保村)に譲渡され、その津保川電気もまた1925年に、1921年に開業した氷坂電気(本社・加茂郡伊深村)に譲渡され、氷坂電気は1919年段階で無配電地域となっていた富之保村、中之保村、下之保村に供給するようになった。また、洲原村には1920年に村営電気が開業した。

1919年当時、その後、中京地方のみならず、全国に影響力を持った東邦電力の母体であった名古屋電灯は、名古屋市を中心として供給地域を拡大していたが、その範囲は愛知県尾張地方に留まっていた。岐阜県では、岐阜電気(母体の岐阜電灯は1894(明治27)年開業。本社・岐阜市)が最も供給地域を拡大していたものの、大垣や高山、中津川といった中小都市を拠点とした電灯会社が立地して、その周辺地域へ電気を供給していた。しかし、1920年頃、高圧長距離送電技術が開発されると、大規模な水力発電所が建設されるようになり、電気事業者間の競争が激化し、競争時代を迎えた。名古屋電灯は、1921(大正10)年に岐阜電気を吸収するなどして経営基盤を強化し、東邦電力が誕生すると、1924(大正13)年には、愛知電気鉄道の電気供給権の一部の譲り受けたのを皮切りとして、電灯会社の買収を進めながら、供給地域の拡大をすすめた。<sup>19)</sup>

本稿で研究対象とする上之保電気は、上之保村全域と隣接する西和良村(後に八幡町に編入、現郡上市)の一部を供給地域とした。西和良村は上之保村の北方に接する郡上郡に属しているものの、上之保村を貫流する津保川に流入する神奈良川の源流部に位置しており、1919年当時、郡上郡の中心地である八幡町を拠点として1899(明治32)年に開業した八幡水力電気の供給地域には含まれていなかった。上之保電気は開業後、西和良村の集落の内、上之保村に最も近い小那比地区を供給地域に組み込むことになる。

第2図は、1938(昭和13)年の武儀郡における電気供給状況を示したものである。それによれば、供給町村の全域、全世帯に配電されたわけではないが、自治体単位では無配電地域はなくなり、武儀郡のほとんどは東邦電力の供給地域となっている。名古屋電灯は、武儀郡の中央を貫流する長良川に、1910(明治43)年、長良川発電所を建設していたことから、後身の東邦電力が長良川流域に供給圏を拡大する足掛かりを持っていた。東邦電力は、1921(大正10)年に板取川電気を吸収して、長良川流域の関町や美濃町、そして長良川支流の板取川流域を供給地域に組み入れたが、津保川流域に東邦電力の勢力が伸びてくるのは、電力が国家管理に移行する直前であった。

電力の国家管理は、1938(昭和13)年4月の「電力管理法」と「日本発送電株式会社」の公布によって本格化するが、電力



第2図 1938年の岐阜県武儀郡における  
電気供給状況 (電気事業要覧より作成)

の国家統制は1925年頃から提唱され始めており、この二法の公布以前から、電力の統制への動きは徐々に進んでいた。1937年の第一次電力国策要領においては、配電事業について「配電事業統制ノ拡充強化ヲ図ル為区域ノ整理統合ヲ為シ供給業態ノ改善、電気ノ普及ヲ促進」するものとされ、自主的な合併による配電事業の統合を促進した。政府は、隣接小規模電気事業の統合を行って、経営の合理化を図り、設備の充実と強化を行って、料金の値下げと都市村落の料金の均衡を図ることを勧奨した。東邦電力に対しても同様の勧告が行われ、特に岐阜支店管下の小規模電気事業の統合を推進するよう勧告があったとされる<sup>21)</sup>。そのため武儀郡では、1937年には富野水力電気が、1938年5月には氷坂電気がそれぞれ東邦電力に吸収され、1938年末では、上之保電気と洲原村営電気が残るだけとなっていた。しかし、上之保電気も1939年11月に東邦電力に吸収され、洲原村営電気は1943年4月に他の公営電気と共に、現在の中部電力の前身である中部配電に統合され、電力の国家管理が完成した。

### Ⅲ 上之保電気合資会社の設立と経営

上之保電気が設立された上之保村（現関市）は、長良川支流津保川源流部に位置し、村の面積の88%を山林が占める山村であり、1910（明治43）年では825戸4,779人を数えた。初の国勢調査が行われた1920（大正9）年では866戸4,455人、岐阜県統計書に市町村別人口・世帯数が初めて掲載された1925（昭和元）年では833戸4,970人を数え、1937年では808戸4,887人を数えた。

上之保村は、河岸段丘沿いに農地と集落が立地し、平坦な耕地は存在するが狭小なため、稲作を中心とした農業生産は主力にならず、戦前の現金収入源は養蚕と製炭であった。製糸工場は1882（明治15）年に最初の製糸工場が開業し、1930（昭和5）年までに6工場が開業するものの、1931年には全てが閉鎖されている<sup>23)</sup>。また、上之保村は古くから木材の集散地として知られ、製材が盛んで、戦前に上之保製材合資会社が設立されるが、詳細は不明である。上之保村の12の集落は、いずれも津保川とその支流の河岸段丘上に立地している。1917（大正6）年に提出したと思われる上之保電気合資会社の水路使用発電願に、当時の上之保村の森林の様子が述べられているので引用すると、「流域内ハ河川ノ沿岸ニ僅少ナル耕地及裸地存スルノミ其他ハ山林ニシテ全面積ノ九割五分ヲ含ム又山林ハ松杉ノ針葉樹林生育スル外闊葉樹又多ク荒廃ノケ所殆ト認メズ植樹八年々増加スルノ

ミニシテ流域内ノ七割ハ松杉桧ヲ以テ充サル<sup>24)</sup>と述べられており、山は針葉樹と広葉樹によって覆われ、新植の7割は針葉樹であった当時の様子がわかる。このような自然的条件によって上之保村の農家構成は、平野部で形成された地主小作関係は顕著ではなく、小作の割合は低く、所有面積の差はあっても、ほとんどの農家で農地を所有していた（第1表）。これは、1917年以降において、岐阜県の平

第1表 岐阜県、武儀郡、上之保村の農家構成

年次	農家戸数	自作	自作兼小作	小作	
岐阜県	1926	122,132	31.6	45.6	22.8
	1929	123,027	32.1	46.0	21.9
	1937	118,858	32.7	46.9	20.4
武儀郡	1926	10,501	35.0	46.3	18.7
	1929	10,470	35.6	47.3	17.1
	1937	9,657	35.7	46.7	17.5
上之保村	1926	755	40.5	54.7	4.8
	1929	753	43.8	52.5	3.7
	1937	693	49.9	46.0	4.0

（資料：岐阜県統計書）



野部では小作争議が頻発するのに対して、山間地域では少ないことから理解される。<sup>26)</sup>

資料によれば、1917 (大正6) 年10月30日に上之保電気合資会社の定款が作成され、同年11月12日に通信大臣宛に「電気事業経営許可申請」を提出し、同年12月12日には岐阜県知事に「電気事業経営」を提出している。前後の細かなやり取りについては資料が存在しておらず不明な点が多々あるが、1918年2月12日の西部通信局からの問い合わせへの回答文には、第一期線路は上之保村の内、川合上区、川合中区、川合下区に10燭 (14w) 換算電灯200灯、製材用電力3馬力を供給し、次期は、倉洞、鳥屋市、行合、明ヶ島、山本、和田野、名倉、船山に線路を延長し、10燭 (14w) 換算電灯600灯、3馬力を供給するもとして計画されていた。

上之保電気合資会社の設立に際して、通信局から「申請区域町村別ノ電灯灯数電力馬力数ノ電用見込高戸数及人口ヲ掲ケ且地況ヲ詳記シ需要見込高算出ノ根拠ヲ説明スルコト」との指示があり、設立発起人は、「家屋ハ各区共ニ比較的集合セリ今回出願ニ係ル第一期線タル配電区域内ノ家屋ハ百卅余戸ニシテ電灯点火一戸一灯ハ勿論之レニ旅館、料理店、飲食店、其他物品売買スルモノ有之外殊ニ当地ハ蚕業ノ隆盛地」であると当時の村の様子を述べ、それゆえに「該期節ニ達スレバ四ヶ月以上ノ臨時灯ノ点火夥多シク一戸平均二灯以上ニ達スルコト難儀ニ在ラズト存ジ候之レ附近電灯会社ノ既往ノ成績ニヨリ証明スル処ニ候要スルニ石油暴落ノ今日殊ニ安全便利ノ点ニ於テスカル山間僻地ニ居住スル者スラ電灯ヲ歓迎スルコト近時非常ノ趨勢ナルヲ以テ当会社愈々営業開始ノ曉現在出願ノ配電線路内ニテ三百余灯ハ点灯ノ申込アル事勿論ニシテ順項各所ニ延長工事ヲナシ極力点灯ノ増加ニ努ムレバ六七百灯ノ灯数ヲ得ル事譬ヘ全村悉ク延長工事ニ至ラズトモ其目的ヲ達スル」と回答している。

これによると、旅館などの店や蚕の飼育のために電灯の需要があり、火災の発生しない安全便利な電灯が求められていた様子がわかる。岐阜県の山村では、自治体による公営電気事業の設立が目立ったが、たとえば、加子母村では村営電気事業を目論む理由について、「村営ヲ以テ経営シ、村内一般ノ利便ヲ図リ、石油ノ輸入ヲ防止スルト共ニ、火災ノ危険ヲ避け、村民ノ生命財産ノ保全ヲ計ル<sup>27)</sup>」と述べており、火災防止の観点から電灯の導入が望まれていた様子がわかる。それは、上之保村においても同様であった。

その後、通信局などからの照会に返答を何度か行って、1919 (大正8) 年5月15日には、発電所等、設立の工事費の概算を45,000円と見積り、需要については、当時の上之保村の戸数893戸の78.6%にあたる702戸、923灯が引き込むものと見込んでいた。その際、隣接した西和良村小那比への配電も計画していることが明記されている。定款によると、上之保電気合資会社の出資者と出資額は、無限責任社員・日下部武六 (2,000円)、無限責任社員・河合又右衛門 (1,500円)、有限責任社員・吉田信太郎 (1,000円)、有限責任社員・宇佐見友市 (500円) となっている。日下部武六は上之保村に隣接した菅田町 (現下呂市金山町) の住民で、河合、吉田、宇佐見の3名は、上之保村の住民であった。

出資額の最も大きい日下部武六とは、どのような人物であったのだろうか。日下部家は、現在の下呂市金山町菅田町にある菅田郵便局の前身である桐洞郵便局の開設者である。特定郵便局原簿<sup>28)</sup>によれば、桐洞郵便局は、1882 (明治15) 年12月1日に桐洞村に開局し、町制施行により1909年6月1日に菅田郵便局と改称し、1893年には電報受付業務を開始して、1913 (大正2) 年から通話業務を開始している。1893年の「職員録 (甲)」<sup>29)</sup>によれば、桐洞郵便局は、岐

阜郵便通信局監督区内三等郵便局の格付けでは、明知や土岐、関ヶ原などと共に八級に位置づけられており、山間部の多くの三等郵便局が九級、十級に位置づけられているところから、中堅規模の郵便局であったと考えられる。1893年の電信事務開始式の様子が「交通」に収録されており、「局舎に洋風の建築にして其局前には花門を造り市街の南北の入口にも亦緑門を設け数百の燈球を弔したりき」などと報じられ、たいへんな賑わいに警官も出動したとも報じられ<sup>30)</sup>、当時の郵便局が地域社会の中心的役割を果たしていたことがうかがわれる。この桐洞郵便局長の初代、二代は共に日下部武六の名前が見えており<sup>31)</sup>、日下部家そのものが桐洞村の中心的役割を果たしていたとみることもできる。日下部家が開設した三等郵便局とは、特定郵便局のことを指し、郵便制度が始まった明治初期は郵便取扱所がそれに相当し、郵便取扱所には在地の有産者を郵便取扱人に任じ、わずかな口米（手当）と筆墨料（雑用費）を給してその経営にあたらせ、俸給は支給されなかった<sup>32)</sup>。当時の日下部家がどのような家柄であったかなどは不明であるが、このことから「在地の有産者」であったことに違いはない。日下部武六は、1929（昭和4年）度に上之保電気代表取締役を「家事ノ都合上辞任」しているが、合資会社時代から大株主として上之保電気の経営を担った理由も不明である。

一方、河合又右衛門の河合家は、聞き取り調査によると、上之保村の北部にある田尻の出身で、又右衛門は分家であった。河合又右衛門は電気事業に乗り出したが、1919（大正8）年には乗合バスの経営にも乗り出す事業家であった。『上之保村誌』によれば、河合又右衛門は1920年、1925年、1929（昭和4）年、1933年、1937年の村会議員にも名を連ねている。しかし、幕末の庄屋名に河合家は記載はなく、河合家がどのようにして資産を造成していったのかについては不明である。また、吉田信太郎は、聞き取り調査によれば、愛知県扶桑町出身の呉服商で、行商で廻っていた上之保村に定住して店を設けた。そして宇佐見友市は、1925年の村会議員に名を連ねていた村の有力者であった。

ちなみに、1915（大正4）年から1936（昭和11）年までの間に村長に就任した7人の内、上之保電気の株主となっていたのは3人で、持ち株数はそれぞれ12株、4株、2株であったことから、上之保電気の創設は、当時の村の権力構造とは異なる人達によって行われたといってもよい。

上之保電気の設立日を1919（大正8）年2月22日として岐阜区裁判所神淵出張所に提出した「合資会社設立登記申請」によれば、出資額は、日下部3,700円、河合3,700円、吉田500円、宇佐見100円に変更されている。記録によれば、1919年9月5日に通信大臣より仮使用認可が下り、同日、通信大臣に営業開始届を提出して、9月13日に武儀郡長に開業届が提出されている。その際、開業当時の資本金は13,000円、全額払い込み済みとある。設立登記申請の際の出資額は4人で5,000円であったので、倍以上の増資が行われているが、その要因を明らかにする資料は残されていない。

上之保電気合資会社は、前述の4名によって設立が計画されたが、水力発電所を建設するにあたっては、既に、ある村民が水車を動かすために保有していた水利権を借りて利用することを計画した。1917（大正6）年10月1日付けの権利者と取り交わした契約書には、「明治四拾壱年八月拾七日附岐阜県指令土第六八壱六号ヲ以テ御許可ヲ受ケタル 武儀郡上之保村字竹之腰下西之野上西之野地内ニ於テ水車営業ノ為メ計設シタル」溝渠（延長二七五間 幅二尺五寸）

を貸借することが明記されている。貸借契約は、「大正六年十月二十日ヨリ大正七年三月三十一日迄即チ許可期限迄貸借スル事」とされ、「但右許可期限経過後ハ貸主ニ於テ予メ願書ヲ其ノ筋ニ提出シ更ニ許可ヲ受ケ本契約ノ日ヨリ起算シ向拾ヶ年間貸借スル事」と定められている。使用料金は1年間10円であった。上之保電気は、この溝渠を利用し、有効落差6.06m、理論馬力13馬力、発電力6kwの発電機で送電を開始した。

このようにして電気事業を開始した上之保電気の経営状況は、どのようであったのだろうか。合資会社としての第1期営業報告書には、「当社ハ昨大正八年九月五日検査ヲ受ケ直チ二本村之一部ニ貳百数十燈点火営業ヲ開始セリ其後成績良好ニテ点灯数増加シツヽアリ且ツ全供給区域ヨリ送電点燈乃熱誠希望サルヽモ現今之直流ニテハ到底全区域需用家ニ応ズル事態ザルニ付交流ニ変更方其筋へ申請仕度又一方法規之許ス範圍ニ於テ全部拡張用之十五キロワット貳拾八馬力ニ備



写真1

フバク工事其他ヲ完備セシメタリ依テ当期ハ熨配当ニテ会社之基礎ヲ強固ナラシメ一面速ニ需用家ニ満足ヲ与ヘシムルヲ期ス」と述べられている。第1期営業報告書には、引用戸数や収支に関するデータが添付されていないため、正確な把握はできないが、「成績良好ニテ」とは述べられている。しかしながら、「貳百数十燈」の灯数は、1920（大正9）年の戸数が866戸であったことから、開業初年の普及率は、高いものではなかったことがわかる。その要因は不明であるが、供給側の問題として、発電能力が小規模であったことと、送電方式が直流であったことに、問題のあったことがこの文面から読み取れる。そしてこのことは、後に株式会社化の要因となったものと考えられる。第2表は、合資会社としては2年度に当たる1920

第2表 1920年度 上之保電気合資会社の会計状況

単位：円

貸借対照表			
資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
設立費	553.720	出資額	8,000.000
土地建物	512.740	借受金	3,289.090
水路	4,797.840	未払金	2,047.230
発電所	2,282.040	繰越金	0.000
配電線路	3,693.470	当期利益金	1,466.930
需用者屋内工作物	2,418.580		
什器	9.860		
倉庫品	35.000		
仮払	500.000		
合計	14,803.250		14,803.250

損益計算書			
利 益		損 失	
科 目	金 額	科 目	金 額
電燈料	1,711.000	発電所費	18.300
雑収入	205.660	修繕費	25.880
		給料雑給	247.410
		公課	30.000
		通信費	3.070
		雑費	125.070
		当期利益	1,466.930
合計	1,916.660	合計	1,916.660

(上之保電気資料より作成)



（大正9）年度の会計状況を示したものである。出資額は、合資会社第1期営業報告書に記載された全額払い込み済みの13,000円とは異なり、8,000円となっている。営業報告書には全額払い込み済みと書かれていることから、未払込出資金があったわけではなく、出資額は減資されていることになるが、要因は不明である。損益計算表によれば、2年度目の当期利益は、1,466円93銭となっており、山村の小規模な電気事業でも経営が成立していた。

合資会社時代の資料は限られていることから、詳細な分析は難しいが、4人の出資者により開始された山村の電気事業は、まずは一定の成果が得られたものとみることができよう。しかしながら、出資者が4名の合資会社では資金調達に限界があり、それゆえに発送電施設の拡充にも自ずと限界が生じていた。そのため、合資会社として認可を受け、開業するまでの間の1919（大正8）年5月15日に「電気事業経営変更許可申請」が通信省に提出され、株式会社化による経営が計画されたと考えることができる。

合資会社への出資者は、いずれも地域の有力者であったが、隣接しているとはいえ流域が異なり、出資者の居住地への配電が困難と思われる菅田町在住者が出資者となっているのは、投資的意味が多分にあったとみるのが妥当であろう。4人の出資による合資会社としてスタートを切ったとはいえ、「全供給区域ヨリ送電点燈乃熱誠希望サル、モ現今之直流ニテハ到底全区域需用家ニ応ズル事態ザルニ付」と、上之保電気の社会的役割が強く認識されたことを示しているが、このことは、同時に上之保電気の安定的経営に結びついていった。

#### IV 上之保電気株式会社の設立と経営

上之保電気合資会社は、開業前の1919（大正8）年5月15日に「電気事業経営変更許可申請」を通信省に提出している。それによれば、供給地域は「上之保村ノ外郡上郡西和良村一円」と記載され、出資方法は「株式会社組織ニ依ル」と合資会社から変更するとしている。そして、有効落差は6.36mと差ほど変わらないものの、水力発電機の理論馬力が38馬力、出力15kwとし、工事費概算は45,000円と見積もられた。この申請書によれば、893戸<sup>34)</sup>に対して702戸が923灯を引用するものと見込まれ、経営が成り立つことが述べられている。この申請から、合資会社としての発足は決定していたものの、当初計画された発電能力では、十分な供給が出来ず、それゆえに発電能力を高めるための設備投資のために株式会社化が必要と考えられたと推測される。株式会社化は、合資会社の経営と並行して行われ、1920年4月20日は、資本金を48,000円への変更が届けられ、株式会社化の準備が進められていた。実際に上之保電気合資会社が、上之保電気株式会社に譲渡されるのは、登記の完了した1922年6月28日のことであった。合資会社は4人の出資者により成立していたが、株式会社の初年度の株主は151名を数えた。株式会社後の上之保電気の経営については、1925年度を除いて、1922年度から1937（昭和12）年度までの中心的な書類が残されている。以下、保存されていた書類に基づいて、上之保電気の経営の推移を追いつつ、上之保電気の特性を析出する。

##### (1) 電灯・電力供給の推移と供給状態

第3表は、保存されていた資料に基づいて、株式会社化後の上之保電気の経営に関する諸元を年度毎に整理し、データの欠落している部分は、岐阜県統計書によって補った。<sup>35)</sup>まず、供給状況についてみると、株式会社化の初年度は引用戸数577戸714灯でスタートし、1923（大

第3表 上之保電気 経営諸元表

年 度	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
株主人員	151	166	171		188	187	186	179	旧133 新88	旧181 新89	188	旧132 新88	旧179 新86	185	159	155
株数	2,000	2,000	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	1,890	1,890
資本金総額	100,000	100,000	100,000		100,000	100,000	100,000	100,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	94,500	94,500
資本金払込	68,000	100,000	100,000		100,000	100,000	100,000	100,000	130,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	85,050	85,050
電線路長	22.3哩	33.4哩	36.0哩		52.1km	52.1km	52.1km	52.1km	52.2km	52.2km	52.2km	13里8町28間	13里8町28間	13里8町48間	13里8町48間	13里8町48間
総戸数	577	902	992		1,018	1,015	996	990	938	911	850	(850)	(861)	(895)	(890)	(906)
引用 上之保村 戸数	577	749	772		780	778	767	763	711	697	640	?	?	?	?	?
西和良村	-	153	220		238	237	229	227	227	214	210	?	?	?	?	?
引用総灯数	714	1,229	1,315		1,416	1,421	1,406	1,409	1,184	1,176	1,113	(1,095)	(1,131)	(1,171)	(1,162)	(1,214)
電灯料	2,925.09	8,187.91	13,502.39		12,879.64	13,089.09	13,010.54	13,067.88	11,847.48	11,000.76	9,298.46	9,375.68	10,800.33	11,103.78	11,935.98	12,202.55
電力料	418.75	742.50	715.30		708.75	736.00	711.50	749.00	426.50	435.00	516.30	446.90	500.00	497.00	392.00	389.65
その他	3,442.75	3,310.73	5,580.55		1,916.26	1,655.82	2,292.66	2,286.51	1,243.57	1,723.04	1,558.62	1,255.75	114.62	209.21	169.86	333.23
合計	6,786.59	12,241.14	19,798.24		15,504.65	15,480.91	16,014.70	16,103.39	13,517.55	13,158.80	11,373.38	11,078.33	11,414.95	11,809.99	12,497.84	12,925.43
支出金	3,605.38	3,325.57	8,453.54		6,905.25	7,135.73	7,295.58	9,498.56	6,888.43	6,790.89	11,184.17	9,334.76	8,443.92	7,080.90	5,522.46	5,806.39
当期利益金	3,181.21	8,915.57	11,344.70		8,599.40	8,705.18	8,719.12	6,604.00	6,629.12	6,367.91	189.21	1,743.57	1,895.11	3,230.82	2,890.42	2,937.65
配当金	2,040.00	8,000.00	10,000.00		7,500.00	7,500.00	7,500.00	5,500.00	5,800.00	5,310.00	-	1,900.00	1,500.00	1,700.00	1,394.00	2,394
配当率	6.0	8.0	8.0		7.5	7.5	7.5	5.5	旧5.5 新1.0	3.8	-	1.4	1.0	1.0	2.8	2.8

(上之保電気資料より作成)

〔注〕( )内の数値は、岐阜県統計書による。株主欄に旧とあるのは旧株、新は新株。電線路長の単位は原資料のままとした。

正 12) 年度からは西和良村の一部に供給されるようになって引戸数が 902 戸 1, 229 灯まで増加している。引戸数が最も多いのは 1926 (昭和元) 年度の 1, 018 戸、点灯個数が最も多いのは 1927 (昭和 2) 年の 1, 421 灯となっている。引戸数と点灯個数が、この両年をピークとし、とりわけ 1930 年度から 1931 年度にかけての引戸数と総点灯数の減少は、1929 年 10 月の米国株式市場大暴落の影響を受けて、生糸価格が崩落し、日本の農山村経済が大きな打撃を受けたことを端的に表している。

次に普及の程度についてみる。上之保電気の供給地域が、上之保村だけでなく、西和良村の一部に及んでいたことから、岐阜県統計書から正確な普及率の数値を算出することはできないが、幸いに保存資料の 1922 年度から 1932 年度までは、西和良村の一部地域への供給戸数が記録されていたことから、岐阜県統計書に市町村別人口・世帯数が掲載されるようになる 1926 年度以降についてだけ、上之保村における電気の普及程度を知ることができる。第 4 表は、1926 年度から 1932 年度までの 7 年度における、電気普及率をまとめたものである。それによれば、1927 年に上之保村の電気普及率は 93. 8% に達するが、1930 年になると 84. 6% まで下がり、普及率が算出できる最終年の 1932 年では 76. 6% にまで下がっている。これも前述したように、上之保村に開業した製糸工場の全てが 1931 年までに閉鎖されていることに現れているように、世界大恐慌の農家への打撃には大きなものがあったと推測される。米国発の世界恐慌の影響が、養蚕を経済的基盤としていた奥地山村に強く及んでいたことがわかる。

第 4 表 上之保村の電気普及率

	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932
世 帯 数	833	829	833	838	840	834	836
引用世帯	780	778	767	763	711	697	640
引用割合	87. 6	93. 8	92. 1	91. 1	84. 6	83. 6	76. 6

(上之保電気資料・岐阜県統計書より算出作成)

合資会社時代を含め、普及率が 100% に達せず、全戸に電気が行き渡ったわけではなかった。その要因としては、家屋が分散して立地して、投資効率の悪い家屋への配電が行われなかった可能性が、他の山村の事例からも推測されるが、電気料金が決して安いものではなかったことも関連しているように考えられる。第 5 表には、照度別の 1 灯 1 ヶ月の電灯料金を、下呂共立電気と明知町営電気とともに示した。最も用いられた 10 燭光 (13w) の 1 灯あたりの料金で

第 5 表 電気供給料金 (定額 (月), 単位: 銭)

年次	上之保電気			下呂共立電気			明知町営電気		
	5 燭光 (8w)	10 燭光 (13w)	16 燭光 (20w)	5 燭光 (8w)	10 燭光 (13w)	16 燭光 (20w)	5 燭光 (8w)	10 燭光 (13w)	16 燭光 (20w)
1924(T13)	60	70	85	55	60	70	45	60	75
1932 (S7)	60	70	85	50	55	65	35	50	65
1938(S13)	—	65	75	50	55	65	35	40	60

[注] 1938 年の上之保電気の 10 燭光は 8 燭光、明知町営電気の 10 燭光は 10w の料金。

みると、上之保電気は比較的高額であった。第6表には、当時、どれくらいの明るさの電灯が<sup>37)</sup>多く用いられたのかを知るために、上之保電気資料より作成したものである。それによると、上之保村では1922(大正11)年度は10燭光(14w)が75.6%を占めているが、1923年度は5燭光(8w)が60.5%を占め、平均的な照度が落ちている。1923年度から西和良村の一部地域にも供給を開始したことから、既存の水力発電所だけでは電力が不足したため、燭光の低い電球に変えたのではないかと考えられるが、開業初年の西和良村は10燭光が最も多く、上之保村内だけの措置であったのかどうかは不明である。発電所が増設された1924年度以降は、10燭光が平均的な電球として使用されている。この頃の電気は、1日中送電されるものではなく、電灯は日没から日の出までの時間帯となっており、昼間は動力用電力だけが供給された(第7表)。なお、電力は、上之保製材合資会社に供給された。

第6表 上之保電気 点灯電球種類別年度別割合

村名	電灯の種類	1922	1923	1924	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932
上之保村	総個数	714	1,036	1,025	1,080	1,073	1,087	1,087	910	904	838
	5燭光(8w)	9.5	60.5	12.1	12.8	11.7	10.8	10.2	10.2	11.5	12.6
	10燭光(14w)	75.6	36.6	70.7	67.4	69.6	69.1	70.3	71.1	70.5	76.1
	16燭光(20w)	14.3	2.4	16.1	17.7	16.3	17.2	16.5	15.2	14.9	9.7
西和良村	総個数	—	180	277	323	335	306	309	257	252	257
	5燭光(8w)	—	28.9	10.1	10.8	11.6	12.1	12.9	13.2	16.3	13.2
	10燭光(14w)	—	67.2	51.6	43.3	45.4	46.4	46.3	51.0	48.0	65.8
	16燭光(20w)	—	3.3	35.7	40.2	37.9	39.5	39.8	34.2	34.1	20.2

(上之保電気資料より算出・作成)

〔注〕1925(大正14)年度は資料なし。

第7表 1924年1月～1925年3月 発電時間(電灯)

月別	送電開始時刻	送電中止時刻	供給時間数	最大供給電力量(K. V. A)	平均発電所負荷率
1月	17:00	7:30	450	6,075.0	67.3
2月	17:00	7:00	392	5,252.8	66.9
3月	17:45	6:45	403	5,440.5	67.3
4月	18:00	6:00	360	5,436.0	61.5
5月	18:30	6:00	356	7,262.4	58.3
6月	19:00	6:00	330	6,930.0	59.9
7月	19:00	6:00	341	7,365.6	63.3
8月	18:30	6:00	356	7,582.8	60.8
9月	18:00	6:00	360	7,812.0	62.0
10月	17:45	6:45	403	8,664.5	61.3
11月	17:00	7:00	420	8,862.0	60.2
12月	16:30	7:30	465	9,718.5	59.3
1月	17:00	7:30	450	9,364.0	59.4
2月	17:00	7:00	392	9,036.0	58.4
3月	17:45	6:45	403	8,342.1	59.1
平均			392	7,542.9	61.7

(上之保電気資料より作成)

## (2) 経営状況の推移

次に、1922（大正11）年度から1937（昭和12）年度までの経営状況について概観する。上之保電気の経営状況は、1928年度を境として、前半は好調な経営が継続していたが、後半は世界大恐慌の影響を受けて利益率が低下し、1930年には増資されるものの、1936年には減資されるに至っている。まず利益金についてみると、世界大恐慌の影響によって、1932年の当期利益金が189.21円まで減少し、その年度だけ、配当ができなくなっているものの、損失を出した年度は1年度もなく、上之保村における電気事業の実態は、世界大恐慌の影響を受ける前の1922年度～1928年度の経営状況にあると見てよい。都市部に開業した電灯会社が投資効率の観点から配電を拒んだ山村地域においても、電気事業が成立していたことに注目したい。

次に上之保村電気の財務内容を知るために、開業初年の1922（大正11）年度、最も収益が低かった1932（昭和7）年度と、資料の存在する最終年度である1936（昭和12）年度末の貸借対照表（第8・10・12表）と、損益計算書（第9・11・13表）を示した。貸借対照表の表示内容が違っている

第8表 1922年度 上之保電気 貸借対照表

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
未払込資本金	32,000.000	資本金	100,000.000
土地建物	4,986.604	未掛金	452.704
水路	18,165.761	当期利益金	3181.210
発電所	11,513.100		
配電線路	24,645.598		
屋内工作物	8,577.691		
什器	404.050		
倉庫品	1,982.075		
未収入	811.099		
受取手形	200.000		
預金	105.338		
現金	242.598		
合計	103,633.914	合計	103,633.914

(上之保電気資料より作成)

第9表 1922年度 上之保電気 損益計算書

利 益		損 失	
科 目	金 額	科 目	金 額
電燈料	2,925.090	発電所費	79.550
動力料	418.750	修繕費	282.500
器具損料	101.930	給料雑給	762.000
臨時燈料	256.725	公課	4.400
電球売上益金	54.510	通信費	14.080
工事ヨリ生スル益金	2,738.670	雑費	2,462.850
雑収入	290.915	当期利益	3,181.210
合計	6,786.590	合計	6,786.590

(上之保電気資料より作成)



第10表 1932年度末 上之保電気 貸借対照表

単位：円

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
未払込資本金	15,000.00	資本金	150,000.00
営業用土地建物	7,350.00	借入金	12,000.00
川合発電所	62,800.00	未払金	2,066.60
松本発電所	34,800.00	法定積立金	4,365.00
配電線路	33,250.00	減損積立金	2,900.00
屋内工作物	13,600.00	退身慰労積立金	1,000.00
什器	1,493.68	身元保証金	122.40
在庫品	665.48	当期利益金	513.28
未収入	969.87	前期繰越金	189.21
受取手形	1,416.82		
預金	1,691.24		
現金	119.40		
合計	173,156.49		173,156.49

(上之保電気資料より作成)

第11表 1932年度 上之保電気 損益計算書

単位：円

利 益		損 失	
科 目	金 額	科 目	金 額
電燈料	9,120.35	発電所費	40.82
臨時燈料	178.11	修繕費	3,728.89
器具損料	785.20	給料雑給	3,359.00
動力料	516.30	公課	1,303.58
電球其他売上益金	90.17	通信費	4.99
工事ヨリ生スル益金	132.05	雑費	1,746.89
雑収入	551.20	当期利益金	189.21
		減価償却金	1,000.00
合計	11,373.38	合計	11,373.38

(上之保電気資料より作成)

のは、日本の近代会計制度において、標準貸借対照表が示されたのは1930年のことで、それまでは各会社がまちまちな非常に独善的な貸借対照表や損益計算書を作成していた。これらの資料からいえることは、戸数の少ない山村においても、電気事業が十分に成立したということである。現実には、未払込資本金があったり、未収金があったりしていたが、それでもほとんどの年度で利益を出し、配当が行われていた。

第3図は、資料のない1924年度を除いた1922年度から1937年度までの払込資本利益率を示したものである。それによれば、開業初年度は3%に留まったものの、1924年度には10%まで上昇した。しかし、1926年度以降は10%を上回ることはなく、1926年度から1928年度までは7.5%を維持するが、1929年以降は徐々に下降して、終盤は1%台が続いていた。事業としては成立していても、株主に対する責任が果たせない状況に陥っていた。前述したように、上之保村の住民の多くは養蚕と製炭、林業関係に従事しており、とりわけ、1929年の米国株

第12表 1936年度末 上之保電気 貸借対照表

単位：円

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
株 主 勘 定	9,450.00	株 主 勘 定	99,300.00
未払込資本金	9,450.00	資 本 金	94,500.00
固 定 資 産	99,090.00	法定準備金	4,800.00
営業設備	790.00	引 当 勘 定	4,300.00
発電設備	49,400.00	減 価 償 却 引 当 金	2,900.00
配電設備	41,300.00	退 職 給 与 引 当 金	1,400.00
需 用 者 屋 内 設 備	7,600.00	長 期 負 債	3,000.00
流 動 資 産	4,903.49	長期借入金	3,000.00
貯蔵品	1,115.74	短 期 負 債	4,301.73
事業未収入金	2,230.06	買掛金	178.51
受取手形	1,075.18	未払利息	3.45
預金	338.62	未払配当金	125.37
現金	143.89	諸未払金	2,040.80
雑 勘 定	348.66	短期借入金	1,723.90
社内貸付金	348.66	預かり保証金	229.70
		利 益	2,890.42
		前期繰越利益	330.82
		当期純利益	2,559.60
合計	113,792.15	合計	113,792.15

(上之保電気資料より作成)

第13表 1936年度 上之保電気 損益計算書

単位：円

利 益		損 失	
科 目	金 額	科 目	金 額
電燈料	11,935.98	発電費	1,945.37
電力料	392.00	配電費	671.60
供給雑益	169.86	需用者屋内費	244.08
		業務費	1,356.72
		減価償却	1,204.69
		供給事業利益	7,075.38
合計	12,497.84	合計	12,497.84

(上之保電気資料より作成)

式市場の暴落は、上之保村の主要産業であった養蚕への打撃が大きかったものと考えられ、養蚕業の廃業が臨時灯も含め、電灯需要を減少させたのである。

こうした経営の動向は、配当率に端的に表れる。第14表には、上之保電気の配当率が電気事業者の中でどの程度の位置にあるのを知るために、資本金規模が類似した長良川上流地域に展開した白鳥電気と飛騨川中流に展開した下呂共立電気、そして岐阜県の地方都市であった高山町（1936年に高山市）に展開した飛騨電灯、中津町（後の中津川市）に展開した中津電気の配当率とともに示した。それによると、都市的地域に立地した電灯会社の配当率は高く、下呂共立電気もそれに続いて、配当率に変動があっても安定感があるのに対して、白鳥電気は変動が激しく、上之保電気に至っては、相対的に配当率が低く、しかも1930年以降は低率化している。



第3図 上之保電気 払込資本利益率

(上之保電気資料より算出・作成)

投資家にとっては、需要が多く安定し、利益率の高い電灯会社は、投資先となっても、上之保電気のような山村に立地した電灯会社は、投資先になることは少なかったものと考えられる。そのため、資金調達にも自ずと限界が生じ、昭和恐慌の影響により電気需要が減少し、経営問題が発生していたとみられる。

配当率は、1932(昭和7)年度は無配となり、翌1933年度は配当が実施されるが1.4%、1934年度と1935年度は1%で、ほとんど配当できない状態に

陥っている。そのため、1936年9月26日の臨時株主総会において、「当社経営上減資ノ得策ナル好意的忠告ニ依リ資本金拾五万円(内払込金拾参万五千円)ヲ金九万四千五百円(内払込金八万五千五百円株数甲(元旧)壹千貳百六拾株乙(元新)六百参拾株)ニ減資ヲ承認」している。日本経済、世界経済の影響を受け、1932年以降は収益が極端に減少し、上之保電気の経営基盤を弱体化させることとなった。

### (3) 「営業報告」からみた上之保電気の経営

上之保電気の経営者は、このような上之保電気の経営をどのように考えていたのであろうか。保存されていた資料の中には、毎年開催される定時株主総会で配布された「営業報告書」の原稿が綴られている。毎回、常務取締役・河合又右衛門が執筆していた。「営業報告書」原稿より、抜粋しながら上之保電気の経営史を整理しておきたい。

1922(大正11)年度の営業報告には、「営業状態ハ之レ又頗ル順調ニシテ電燈料金及動力料金ノ収入ハ完全ニ納入セラレ且ツ漸ク追フテ増加シ前途ハ樂觀的ニ見込ミ居レリ」と述べられ、「当会社ハ電線路ヲ舟山方面ニ延長シ同方面ニ点燈シ又一面ニハ製材所ニ動力ヲ供給シテ収入ノ増加ヲ計リ当期間僅々六ヶ月間ニ相当ノ増収ヲ挙ケタリ」と第1期の経営は順調に滑り出したと述べられ、1922年9月5日に通信大臣へ西和良村字那比の供給区域への編入許可を申請して、翌年に認可を得て「供給区域ノ増加ハ即チ会社財産ノ増加ニシテ新年早々此吉報ニ接シタルハ株主諸君ト共ニ御同慶ニ甚々サル処ナリ」と述べている。

1923(大正12)年度の営業報告書では、「当会社ハ多年ノ宿望タリシ鳥屋市川水利ヲ以テ発電力ヲ増加ス可ク其筋ノ許可ヲ受ケ工事ニ着シ殆ド完成ノ域ニ達スレバ近ク之ガ検査ヲ受ケ使用開始セバ既設共合計三十キロ以上ノ発電力トナリ大イニ増燈ヲ勧誘シ且其ノ上余力アレバ他ニ発展ノ余地ヲ有ス」と報告し、発電所増設による上之保電気の発展が展望されている。また、1924年度の営業報告書では、「当会社ハ昼間電力ノ送電ヲ開始シ今日七馬力ニ及ヒ且數馬力ノ申込ミヲ受ケリ」、「当会社ハ夏期電気扇ノ送電ヲ開始シ相当成績ヲ挙ケ前途増加ノ見込ミアリ」

第14表 配当率の推移

年度 期	開業年	資本金 (千円)		1922		1923		1924		1925		1926		1927		1928		1929	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
上之保電気	1922	-	6.0	-	8.0	-	8.0	8.0	8.0	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
白鳥電気	1914	-	3.0	4.0	3.0	4.0	6.0	4.0	6.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	5.0	5.0	5.0	5.0	無
下呂共立電気	1917	-	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	9.5	9.5	9.5	9.5	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
飛騨電灯	1904	-	12.0	12.0	18.0	7.5	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.4	9.8	10.0	10.0	10.0	10.0
中津電気	1906	-	15.0	15.0	15.0	15.0	14.0	15.0	15.0	15.0	15.0	14.8	12.8	11.7	10.7	12.0	12.0	12.0	12.0

年度 期	1930		1931		1932		1933		1934		1935		1936		1937	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
上之保	5.5	無	旧 5.5 新 1.0	3.8	3.8	無	無	1.4	1.4	1.0	2.0	2.8	2.0	2.0	2.8	2.8
白鳥	無	-	無	3.8	3.8	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0	5.0	6.0	6.0	5.0	5.0
下呂	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
飛騨	10.0	10.0	9.3	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0	9.0	9.0
中津	11.0	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	8.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

〔注〕 資本金は、1923年未現在。

(電気事業要覧より作成)

と報告されている。

1925 (大正 14) 年 4 月頃に出したと思われる「将来ノ営業方針」には、「当会社創立以来満参力年二近ク決算ヲ重ネルコト第三回其間営業成績モ比較的良好ニシテ漸ヤク当社ノ基礎モ固マリ今後益々隆盛ニ発展スルニ至リタルハ偏ヘニ役員初メ各株主諸君ノ厚キ努力ノ結晶ト感謝スル処ナリ」と上之保電気の経営が順調であること、今後についても心配がないことが述べられ、「供給区域内ノ残余ノ未着手工事並増燈ノ工事及昼間電力電気扇電熱器等々勧誘シテ増収ヲ計画セリ」とさらなる増収計画を説明している。

この時期までは、前傾の経営姿勢が書き綴られてきたが、金融恐慌 (1927 (昭和 2) 年)、米国株式市場暴落 (1929 年) の影響を受けて、生糸価格が下落すると、上之保電気の経営にも影響が出始めた。1928 年度の営業報告書では、経済界の不況にもかかわらず、上之保電気は「例年ノ如ク七朱五厘ノ高配当ヲ行ヒ得ルハ当社ノ営業状態愈々确实ナルヲ立証セリ」と健闘していると述べ、1930 (昭和 5) 年度では「当社今期ノ営業成績ハ財界緊縮ノ余波ヲ受ケ減収ヲ来セシモ株式年五朱五厘ノ配当ヲ得レハ幸ナリ」とまだ余裕を見せているが、1932 年度の営業報告では、「当会社今期ノ営業成績ハ近年打チ続ク財界不況ノ為メ収入ハ漸減シ支出ハ災害工事ノ為メ以外ノ増加ヲ来シ且現時財政更正ノ主意ニ依リ減価償却ヲ為セシヲ以テ株式ノ配当ヲ無クセハ株主諸君ニ対シ誠ニ遺憾トス」と述べ、1933 年度では「当会社本期ノ営業成績ハ農村財政不況ノ折柄ナルモ相当ノ成績ヲ挙げタリト雖其筋ノ命ニ依リ当社ノ基礎ヲ确实ニ為サン為メ減価償却ヲ行ヒシ結果株式ノ配当ヲ僅少ニセシハ株主諸君ニ対シ遺憾」と述べ、上之保電気の経営が次第に厳しくなっていった様子がわかる。順調な経営が続けられてきた上之保電気であるが、世界経済の劇的変化によって、経営は一転苦境に立たされるに至った。

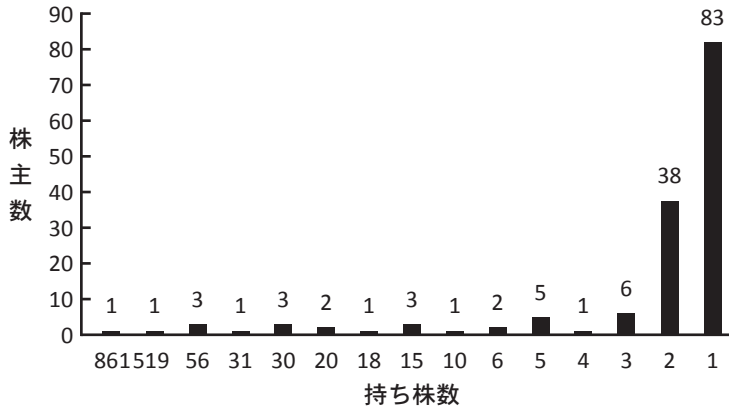
#### (4) 株主とその特徴

1910 年代から 20 年代にかけて、日本の電気事業は電力革命<sup>39)</sup>を伴いながら飛躍的に発展した。1920 年代に入ってから電力業は、株式あるいは社債の発行によって資本市場から巨額な資金を調達し、外部資金依存型の金融方式こそが電力業の最も大きな特徴をなしていたとされ<sup>40)</sup>、電力産業は近代資本主義の形成に大きく寄与した。上之保電気は、成長産業として地域の有力者による合資会社としてスタートし、株式会社化後は投資先としての性格を持った。それゆえに、株主構成の分析によって、上之保電気の企業性格を知ることができよう。

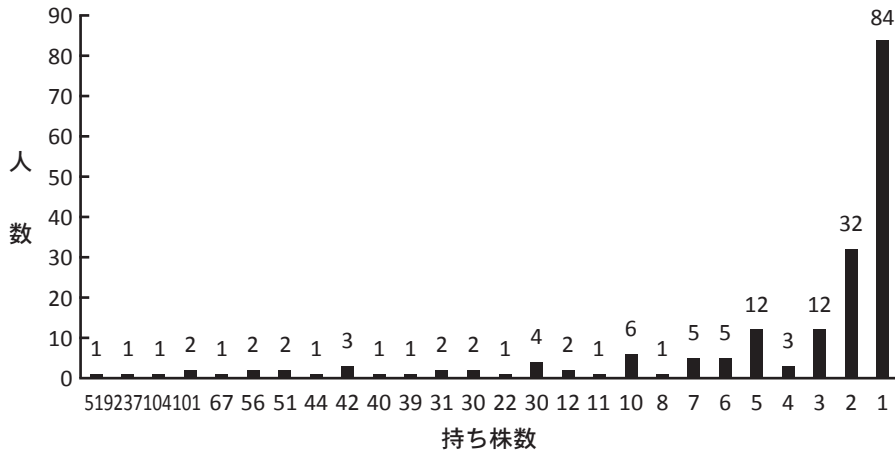
上之保電気の開業初年の株数は 2,000 株、株主は 151 人を数えた。保存されていた資料には株主名簿が収録されている。それによれば、筆頭株主は上之保村の河合又右衛門で 861 株を保有し、次いで日下部武六が 519 株を保有して、両名で全体の 69% を保有している。日下部に次いで多くの株を保有していたのは上之保電気の取締役の人たちで 56 株が 3 名、31 株 1 名、30 株 3 名、20 株 1 名などとなっている。上之保電気の株主構成において注目されるのは、1 株株主が最も多く占めている点である。第 4 図には 1922 年の創業時における持ち株数別株主数の分布を示したが、この様子は 1929 年 (第 5 図)、東邦電力に譲渡する直前の 1937 年 (第 6 図) も同様となっており、この 1 株株主の多くが上之保村民で占められている点は注目される。

第 15 表は、年度毎の株主の地域別割合をまとめたものである。1922 (大正 11) 年では株主の 98% が上之保村民で占められている。やがて西和良村の一部に供給区域が拡大されると、西和良村民も株を保有するようになったが、1937 (昭和 12) 年においても 85.8% を上之保村民

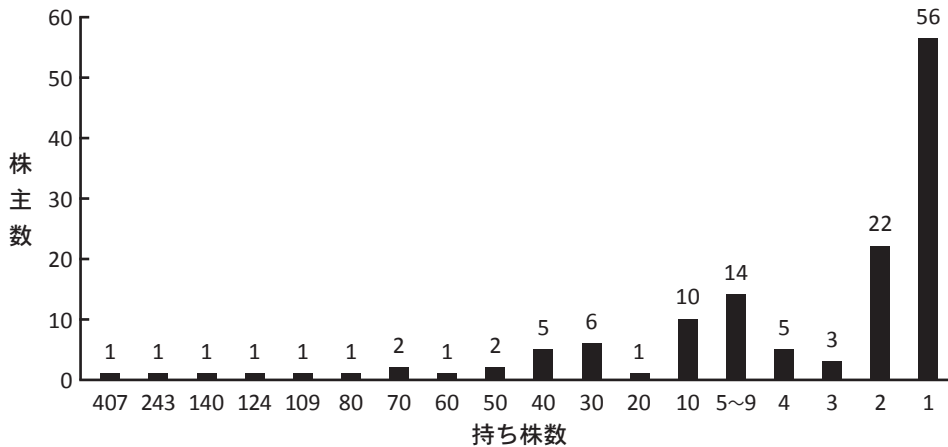




第4図 上之保電気の創業時（1922）における持ち株数別株主数  
（上之保電気資料より作成）



第5図 1929年における上之保電気の持ち株数別株主数  
（上之保電気資料より作成）



第6図 1937年度配当金別株主数の分布（上之保村）  
（上之保電気資料より算出，作成）  
〔注〕100円以上は実数値，10円以上100円未満は10円刻み（90円台は該当なし）とした。

が占めている。上之保電気は、出資額に占める割合は低いものの、いわば村民の出資によって成立していた側面のあることが注目される。第16表には、持ち株数の地域別割合をまとめた。1922年は、合資会社の最大の出資者であった日下部武六がそのまま株式会社の代表取締役に着いたことから26%の株を保有しているが、岐阜市の2名の株を除いた72.6%の株が上之保村民によって保有されていた。1926年度では、西和良村民による株保有が4.8%を占めるようになるが、東邦電力への譲渡直前の1937年度では、日下部武六が「家事ノ都合上辞任」したことにより、株の94%が上之保村民によって保有されていた。

第17表は、上之保電気の1株と2株の株主が総株数と株主の各々にどの程度の割合を占めたのかをまとめたものである。1922(大正11)年度では、1株株主は株主数の55%、2株株主は25.2%を各々占め、株主数の80.2%を占めていた。中堅株主の増加によって1株と2株株

第15表 株主の地域別割合

年度	株主数	上之保村	岐阜市	菅田町	愛媛県	西和良村	愛知県	岐阜県内
1922	151	98.0	1.3	0.7	—	—	—	—
1923	162	97.6	1.2	0.6	0.6	—	—	—
1926	186	87.6	1.1	0.5	0.5	10.2	—	—
1929	184	87.0	1.1	0.5	—	10.3	1.1	—
1937	155	85.8	1.3	—	—	11.0	—	1.9

(上之保電気資料より作成)

第16表 持ち株数の地域別割合

年度	株数	上之保村	岐阜市	菅田町	愛媛県	西和良村	愛知県	岐阜県内
1922	2000	72.6	1.5	26.0	—	—	—	—
1923	1972	81.4	1.5	15.6	1.5	—	—	—
1926	2000	75.4	1.5	16.9	1.5	4.8	—	—
1929	1989	75.1	1.5	11.9	—	4.9	6.6	—
1937	1920	94.0	1.0	—	—	4.4	—	0.6

(上之保電気資料より作成)

第17表 1株2株株主の株数及び株主に占める割合

年度	株主数	上之保村		西和良村	
	総株数	1株株主	2株株主	1株株主	2株株主
1922	151	55.0	25.2	—	—
	2000	4.2	3.8	—	—
1923	162	54.9	22.2	—	—
	1972	4.5	3.7	—	—
1926	186	42.5	14.0	4.8	2.2
	2000	4.0	2.6	0.5	0.4
1929	184	40.8	15.2	4.9	2.2
	1989	3.8	2.8	0.5	0.4

(上之保電気資料より作成)

〔注〕総株数が第3表と異なっているが、本表の総株数は資料の集計による。

主の株主に占める割合は、次第に低下し、1929（昭和4）年度では上之保村、西和良村の株主を合わせて63.1%となる。一方、総株数に占める割合は、1922年では1株株主は4.2%、2株株主は3.8%となっており、合わせても8%を占めるに過ぎず、1929年では上之保村と西和良村の1株株主、2株株主を合わせて7.5%を占めるに留まっている。こうした1株株主と2株株主は、中堅株主の増加によって、株主数と総株数に占める割合を低下させるが、株主の大半は上之保村民であることに注目したい。1929年では、1世帯1株主と想定すると、上之保村838世帯に占める上之保電気株主の割合は19.1%となり、1株株主と2株株主数の全戸世帯数に占める割合は14.4%となる。第18表は、東邦電力に譲渡する直前の株主の地域分布をまとめたものである。晩年の上之保電気は、増資により旧株と新株が併存し、減資も行われた。旧株の株主数の86.1%、持ち株数の93.3%を上之保村民が占め、新株についても株主数では87.3%、持ち株数では95.6%は上之保村民が占めている。

第19表には、1926（昭和元）年4月1日から1927（昭和2）年3月31日までの間の配当金内訳の一部を示した。1株株主や2株株主の得られる配当金は、大株主に比べると僅かなものであった。上之保村の世帯数に占める1株・2株株主の株数に占める割合は14.4%であり、上之保村民の全階層で上之保電気の設立と経営を支えたわけではないものの、この1株・2株株主は、地域の電気事業の経営的基盤を支えたことに違いはない。1929年以降の経済恐慌下においても、上之保村民と電気の供給を受けていた西和良村民は少数の株を持ち続けた。投資家であれば、より多くの配当を望む筈であることを考えると、こうした株主には、投資以外の目的が存在していたと捉えられる。その際、こうした少数株の株主は、その程度しか出資できなかったとの見方もできるが、そうだとすれば、余裕のない家計から出資し、1年に1回、白米10kgの小売価格に近い3円余りの配当金を目当てに投資をするだろうか。このように考えると、上之保村電気の株主の多くを占めた1株株主や2株株主は、配当を受けることを目的とした株主とは異なる目的を持って投資したと考えることができる。ここに、山村に開業した上之保電気<sup>41)</sup>の特性があるように考えられる。

保存されていた資料には限りがあり、株主総会の議事録などは保存されていないことから、

第18表 1937（昭和12）年における株主の地域分布

市町村名	旧 株			
	株主数	割合	持ち株数	割合
上之保村	105	86.1	1175	93.3
西和良村	13	10.7	56	4.4
富之保村	1	0.8	1	0.1
金山町	1	0.8	7	0.6
川辺町	1	0.8	2	0.2
岐阜市	1	0.8	19	1.5
市町村名	新 株			
	株主数	割合	持ち株数	割合
上之保村	48	87.3	560	95.6
西和良村	6	10.9	25	4.3
富之保村	1	1.8	1	0.2

（上之保電気資料より作成）

第19表 1926年4月1日～1927年3月31日 配当金内訳 (一部)

所有株数	合計	配当金	住所	氏名
545	27,250	2,043.75	同郡上之保村	河合又右衛門
338	16,900	1,267.50	武儀郡菅田町	日下部定六
104	5,200	390.00	武儀郡上之保村	中島文六郎
67	3,350	251.25	同	加藤與八郎
56	2,800	210.00	同	加藤又三郎
51	2,550	191.25	同	加藤ミカ
42	2,100	157.50	郡上郡西和良村	羽田野易次
41	2,050	153.75	武儀郡上之保村	波多野傳次郎
40	2,000	150.00	同	横田 XXX
20	1,000	75.00	同	青田 XXX
10	500	37.50	同	関谷 XXX
5	250	18.75	同	長尾 XXX
2	100	7.50	同	長尾 XXX
1	50	3.75	同	長谷部 XX

(上之保電気資料より作成)

こうした少数株主の出資の目的がどこにあったのかについて知る由もないが、愛知県旧小原村(現豊田市)に1922(大正11)年に開業した小原電灯(資本金10万円,株式数2,000株,株主270名)の株主は、1名を除いて小原村民であり、1株株主は109名(40.4%),2株株主は55名(20.4%)を数え、<sup>42)</sup>小原村が山村であることも含め、株主構成に上之保電気との類似性がみられる。また、隣接した富之保村に開業した津保川電気(資本金18万円,株式数1,600株,株主425名)の株主分布をみると、株主数では66.6%,株数では76.9%を富之保村民が占め、供給地域である中之保村、下之保村の株主、株数を含めると、株主数では97.9%,株数では89.8%を占めており、<sup>43)</sup>ここでも上之保電気と類似した企業性格が読み取れる。

山村の電気事業は、都市に展開する電気事業に比べ、収益性が低いこともあり、投資家にとっては投資先としての魅力に欠けていたのではないかと考えられる。それゆえに、山村に立地した電灯会社が村外から資金を調達するのは容易ではなく、山村内の投資可能階層に依存せざるを得なかったという側面も否定できないが、こうした多くの1株株主、2株株主によって山村の電灯会社が支えられていた事実は特筆される。

## V 東邦電力への統合による終焉と上之保電気の今日的意義の一考察

このように上之保電気は、全面的ではないにせよ、住民出資に支えられたという山村に立地した電気事業としての特性を持ちながら、経済恐慌の影響を受けつつも赤字年度はなく、日本が戦時体制に突入していく時期にあっても、地域に電気を送り続けていた。昭和に入ると、政府は日本経済の伸長に対応する電力供給の長期安定化のための電力政策、電力統制を検討し始め、<sup>44)</sup>1938(昭和13)年に電力国家管理法が制定され、翌1939年より施行されるに至った。1937年の第一次電力国策要領による自主的な合併による配電事業の統合に促されて、大都市を中心とした電力供給圏を形成していた大手電灯会社は、供給地域の隣接した中小規模の電灯会社を吸収していった。上之保電気が属していた岐阜県武儀郡の電灯会社は、1937年までに

上之保電気と洲原村営電気を除いて、東邦電力に吸収合併されていた（第2図）。

上之保電気に統合が持ちかけられたのは、1937（昭和12）年6月のことであった。1937（昭和12）年6月18日発の東邦電力からの文書には、「拝啓

貴社益御隆昌奉賀候陳者先般來通信御当局ヨリ電気料金及事業統制ニ関シ御勸説モ有之候ニ付一度御高見拝聴仕度候間御都合御洩シ願度得貴意候也」とある（写真2）。そして、1938年4月28日に開催された第16回定時株主総会に提出された「営業報告書」には、「東邦電力株式会社山田取締役ヨリ当社電気事業一切ノ買収交渉ヲ受ケ協議セシモ買収価格ニ付キ両者ノ意見異リシ故当方ヨリ名古屋電気事業界ノ一有力者ヲ介シ折衝ノ結果相当良好ニ進行セシガ支那事變ノ為メ先方ニ於テ事業資金許可制ノ難関ニ遭ヒ一時交渉ヲ延期スルコトナリ今日ニ及ベ共本年貳月下旬先方ノ技師三名当社川合及松本発電所等ヲ調査セリ当社ニ於

テモ電力国家管理法ノ主旨ニ從ヒ再交渉ノ際ノ用意ヲ有ス」と述べられている。1939年2月10日に開催された上之保電気臨時株主総会決議録によれば、総株主数155名（1,890株）の内、136名（1,657株 委任状提出者共）が出席し、「当会社電気事業並ニ之ニ属スル財産一切ヲ金七萬円也ヲ以テ東邦電力株式会社へ譲渡ニ関スル件」を承認している。その後、岐阜県知事に「会社譲渡ニ因ル発電用水利使用権移転願」を提出し、その理由を「監督官庁ノ御指示ニ依リ東邦電力株式会社ノ供給区域ニ接続スル上之保電気株式会社ノ電気事業経営ノ一切及権利ヲ東邦電力ニ譲渡シ事業経営ヲ合理化シ需用家ノ福利増進ヲ計ラントスルモノナリ」と記している。大都市の電灯会社の配電地域に組み込まれることがないと考えられた奥地山村に設立され、日本経済、世界経済の大きな動きに翻弄されながらも山村に電気を送り続けてきた上之保電気は、いわば国策により同年11月1日に東邦電力に譲渡され、20年間にわたる歴史を閉じた。

本稿は、保存されていた資料を手かがりとして、奥地山村に設立された電灯会社の設立から国家統制による終焉までの経営とその特性について考察してきた。上之保電気は、営利企業であったがゆえに、多くの町村営電気事業が使命とした全村一斉点灯といった公共的機能をどの程度担ったのかについては検討の余地があるものの、地元有力者の大株主の対極には多くの1株株主と2株株主が存在していたことは特筆される。小規模な山村の電灯会社は、収益性が低く、それゆえに投資家の投資先としては不十分であったと考えられる。それは、上之保電気に村外株主がほとんど存在していなかったことからもうかがわれ、愛知県の小原電灯でも全て村の住民によって出資されていたことからもうかがわれる。上之保電気は、少数の大株主の存在が成立の要因ともなっているが、多くの少数株主が、山村の電灯会社の経営基盤を支え合った側面も重要な歴史的事実であることを指摘しておきたい。

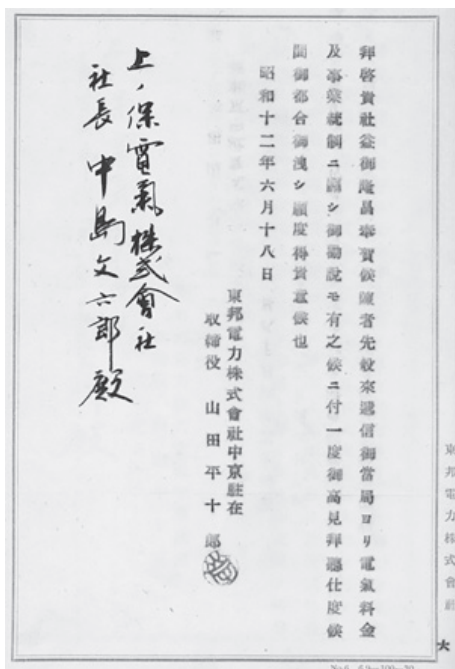


写真2



上之保電気が経営権を譲渡した東邦電力は、全ての電気事業設備を1942（昭和17）年に日本発送電株式会社、中部、関西、四国、九州の各配電会社に出資して、解散し、上之保電気が築き上げてきた発送電施設は、中部地方を供給地域とする国策会社である中部配電に引き継がれた。中部配電は、1951年にポツダム政令による電力再編成によって現在の中部電力となり、川合発電所は終戦頃に廃止され<sup>45)</sup>、松本発電所は1955年に廃止された<sup>46)</sup>。上之保電気は、いわば今日の中部電力の基礎の一部を住民の出資によって築いたことになる。

残念ながら、当時の住民の出資への思いや、電灯の恩恵に浴した住民の思いを知る由もないが、住民が出資して、電気の地産地消を実行していたことは、今日の電力問題を考察するのに示唆的である。住民参加の地域づくりが盛んに議論されているが、住民参加とは、このような地域の社会資本への出資を担いつつ、その権利を行使していくことであるようにも捉えられる。2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故を契機として、東京電力の地域独占体ゆえの放漫経営ぶりが露呈し、発送電分離や地域分割の議論が高まるようになった。多くの人々は、本稿で紹介したような小規模電灯会社が今日の日本の電気事業のベースとなっていることを知らない。戦前の岐阜県の山村に、このような電気事業への取り組みのあったことを書き留めておき、こうした成立原理は、今日の発送電分離や地域分割の議論に大きな示唆を与えていることを強調しておきたい。

(にしのとしあき・本学地域政策学部教授)

#### 〔付記〕

本稿で用いた上之保電気の資料は、上之保電気の常務取締役を長年勤めた河合又右衛門の孫にあたる故・河合 寔氏（元上之保村商工会長）が所有されていたものである。長年にわたって研究室で保管し、やっと研究の機会を得て本稿を執筆したものの、この間に河合氏は故人となられ、研究成果をお見せすることが叶わなかった。河合氏の義弟にあたる元上之保村議会議長・宇佐見仁氏のご案内で墓前にお詫びと本稿の草稿を奉告させていただいた。また、日下部武六氏に関しては、株主名簿の住所に出かけ、付近の住民の方のご教示によって郵便局を創設した人であったことが判明し、かつ同氏の関係者にお会いすることができた。日下部武六氏に関する資料は、通信総合博物館学芸員・本間与之氏に調査していただき、貴重な資料を提供いただいた。記して感謝し、皆様方に御礼申し上げたい。

なお、上之保電気については、先に「戦前の山村における住民参加型電灯会社の設立と経営」と題して高崎経済大学論集 55-2 (2012) に寄稿した。しかし、紙幅の関係から用意した内容を大幅に縮小せざるを得ず、上之保電気の全容を伝えられなかった点で心残りがあった。山村に設立された電灯会社の資料がほぼ完全な形で残されていたことは珍しく、この資料から戦前の山村における民営電気の歩みと特性をまとめておく必要性を感じていた。今般、産業研究所編集委員会から規定の原稿枚数を超えての投稿を認めていただいた。記して感謝したい。

本稿には、平成23・24年度高崎経済大学個人研究費の一部と科学研究費・基盤研究(B)「中山間地域における林業・森林環境と住民生活に関するマネジメント＝モデルの構築」(研究代表者・大阪大学大学院文学研究科教授・堤 研二、課題番号23320182)の一部を使用した。記して感謝申し上げる。

〔注〕

- 1) 西野寿章「国家管理以前における電気事業の地域的性格と地域の対応－中部地方を事例として－」, 人文地理 40-6, 1988, pp. 24-48.
- 2) 西野寿章「戦前における村営電気事業の成立過程とその条件 (1) (2) －長野県下伊那郡上郷村の場合－」, 産業研究 (高崎経済大学附属産業研究所紀要) 25-1・26-1, 1989・1990, pp. 52-70・pp. 61-85.
- 3) 西野寿章「戦前の岐阜県における町村営電気の地域的展開」, 産業研究 (高崎経済大学附属産業研究所紀要) 31-1, 1995, pp. 44-72. この論文では、岐阜県の町村営電気の設立を可能とした地域的条件の究明には及ばなかったが、研究発表 (西野寿章「国家管理以前における町村営電気事業の内発的展開とその地域的条件－岐阜県を事例として－」, 経済地理学会中部支部 2011 年 10 月例会) において、経済的価値のある木材をより多く生産することが可能であった村有林の存在が設立時期に影響していたことを明らかにした。これについては、別稿にて詳述する予定である。
- 4) 西野寿章「町村営電気事業の地域的展開－戦前の岐阜県を事例として－」, 高崎経済大学附属産業研究所編『開発の断面』日本経済評論社, 1996, pp. 4-43.
- 5) 西野寿章「戦前における村営電気事業の成立過程と部落有林野－長野県上伊那郡中澤村を事例として－」, 地域政策研究 (高崎経済大学) 8-3, 2006, pp. 103-118.
- 6) 西野寿章「戦前における電気利用組合の展開とその地域的役割」, 高崎経済大学附属産業研究所編『サステイナブル社会とアメニティ』日本経済評論社, 2008, pp. 65-89.
- 7) 西野寿章「戦前における電気利用組合の地域的展開 (1) (2)」, 産業研究 (高崎経済大学附属産業研究所紀要) 44-1・2, 2008・2009, pp. 63-76・pp. 74-87.
- 8) 西野寿章「戦前の群馬県における電気事業史と現代の電気事業問題に関する一考察」, 高崎経済大学附属地域政策センター編『群馬の再発見』上毛新聞社, 2012, pp. 78-97.
- 9) 西野寿章「東京における電気事業と電源開発」, 地学雑誌 123-2, 2014, pp. 298-314. なお、本稿の要約縮小版である「戦前の山村における住民参加型電灯会社の設立と経営」の脱稿後、次の成果をまとめたので参照されたい。西野寿章「戦前における地域組合電気事業の計画と挫折－秋田県横手地方を事例として－」, 高崎経済大学論集 55-3, 2013, pp. 33-45. 西野寿章「戦前における電気組合の経営とその特性」, 商学論集 (福島大学経済学会) 81-4, 2013, pp. 203-223. 西野寿章「戦前における町村営電気事業の類型化に関する一考察 (1) (2)」, 地域政策研究 (高崎経済大学) 15-3・16-1, 2013, pp. 181-195・pp. 53-54. 西野寿章「戦前における市営電気事業の展開と特性」, 地域政策研究 16-2, 2014, pp. 1-19.
- 10) 前掲 1), 6) 参照。
- 11) たとえば、高嶋雅明「電力業における地場資本の形成－和歌山水力電気株式会社を中心として－」, 同『企業勃興と地域経済 和歌山地域の検証』清文堂, 2004, pp. 231-250. 東定宣昌「博多電灯株式会社の創立者と設立経過, 迎由理男・永江眞夫編著『近代博多の企業者活動』九州大学出版会, 2007, pp. 75-96. 天野宏司「高圧送電網の形成と空間形成」, 山根 拓・中西僚太郎編著『近代日本の地域形成』海青社, 2007, pp. 109-126. 荻野喜弘「昭和戦前期の大牟田地区における電力需給関係－三井三池鋳業所の電力戦略を中心として－」, 荻野喜弘編著『近

代日本のエネルギー活動と企業活動』日本経済評論社, 2010, pp. 81-115. など。

- 12) 故河合 寔氏所蔵「大正八年度以降 書類 上之保電気合資会社」, 「大正十一年度 第壹回 決算関係書類 上之保電気株式会社」ほか。河合 寔氏は, 筆者が知り合った 1984 年当時, 上之保村商工会長として, 岐阜県における最初の産直住宅供給組織(デカ木住宅協同組合)を結成された。好景気にも支えられ, 上之保村の産直住宅は東海地方を中心として好評を博し, 東京都や兵庫県からも注文があったという。上之保電気の設立に関わった河合又右衛門の孫にあたる河合 寔氏が岐阜県における産直住宅のパイオニアとなったことは, 歴史的なつながりを感じてならない。
- 13) 橘川武郎「競争と『科学的経営』」, 中部電力『中部地方電気事業史(上)』, 1995, pp. 152-250.
- 14) 管見では, 岐阜県の郷土史研究において, 岐阜県の電気事業の特性を分析した研究はなく, 船戸忠幸「岐阜県の水力発電-戦前を中心に-」, 岐阜地理 43, 1999, pp. 97-101. が岐阜県が小規模水力発電の集中地域であったことを簡単に触れているだけである。また, 岐阜県『わかりやすい岐阜県史』岐阜新聞社, 2002 では, 岐阜県が町村営電気の集中地域であったことに触れているが, 紹介に留まっている。
- 15) 上之保村誌編集委員会『上之保村誌』, 1976, 469p.+22p.
- 16) 上之保村教育委員会『上之保村史誌』, 2000, 1232p.
- 17) 土屋禮一『上之保村誌』(謄写版), 1938, 395p.+14p.
- 18) 中村泰輔『富之保村誌』, 富之保村役場, 1925, p. 116.
- 19) 東邦電力史編纂委員会『東邦電力史』, 東邦電力史刊行会, 1962, p. 214.
- 20) 電力政策研究会『電気事業法制史』, 電力新報社, 1965, p. 204.
- 21) 前掲 19), pp. 269-270.
- 22) 前掲 15), p. 122.
- 23) 前掲 15), p. 182.
- 24) 本稿において引用する原資料は, 1917(大正 6)年から 1939(昭和 14)年までの上之保電気合資会社, 上之保電気株式会社の資料綴りである。資料綴りの表紙には, たとえば「大正十一年度 第壹回 決算重要書類 上之保電気株式会社」と書かれているが, それぞれの引用箇所における出典は省略し, 原資料を引用する場合は, 「 」によって表すこととする。なお, 難読部分については□で表示した。
- 25) 岐阜県統計書において, 森林関係のデータが市町村単位で現れるのは, 1926(昭和元)年版以降である。1927(昭和 2)年末では, 上之保村の 3,334.8ha の森林面積の 73.9%が私有林となっている。また林産物では, 白炭, 黒炭合わせて 52,000 貫余りが生産されているが, 武儀郡内の板取村では 62 万貫を生産しており, 主要産地となっていたわけではない。
- 26) 坂井好郎『日本地主制史研究序説』, 御茶の水書房, 1978, p. 314.
- 27) 加子母村『加子母村誌』, 1972, p. 312.
- 28) 郵政省「特定郵便局原簿 21 岐阜県」通信総合博物館所蔵(通信総合博物館学芸員・本間与之氏調査)。
- 29) 内閣官報局「明治二十六年(一月一日現在)職員録(甲)」通信総合博物館所蔵(通信総合

博物館学芸員・本間与之氏調査）。

- 30) 「交通」(第6巻第53号), 1893, p. 37 (通信総合博物館学芸員・本間与之氏調査)。
- 31) 通信六十年史刊行会発行資料, 1930年, p. 23 (通信総合博物館学芸員・本間与之氏調査)。
- 32) 小川常人・高橋善七『特定郵便局制度史』, 示人社, 1983, p. 14。
- 33) 前掲16), p. 246。
- 34) 上之保村と西和良村小那比を加えた戸数。
- 35) 1922(大正11)年度は1922年6月28日から12月31日まで, 1923年度は1923年1月1日から12月31日まで, 1924年度は1924年1月1日から1925年3月31日までとなっており, 1925年度以降は, 4月1日から翌年3月31日までを1年度期間としている。
- 36) 岐阜県統計書には, 岐阜県内の電灯会社, 町村営電気事業の経営に関する統計が明治期から1937(昭和12)年まで掲載されている。しかしながら, 保存されていた原資料と県統計の数字が微妙に異なっていることが照合によって判明した。作表に当たっては, 原資料の数値を用いることとした。
- 37) 1924年の料金で10燭光(13w)の電灯を10灯付けるとすると1ヶ月の電灯料金は7円となる。国立国会図書館では, 1916(大正5)年から2006(平成18)年までの間の卸売物価の上昇率は923.8倍になっていると分析しており, これを用いて換算すると6,467円ほどになる。130wは現在の住宅の6畳1部屋分によく用いられており, 当時の電気料金は高額であったことがうかがわれる。上之保電気の技術主任であった真鍋常太郎氏への聞き取り調査(1985.6.29)によれば, 70銭の電気料金は, 1920年代としてはたいへんな額だったという。子供が町へ行って奉公して電気料金を納めた家もあったというから, やはり電気料金は安くはなかったと考えられる。
- 38) 黒澤 清編著『わが国財務諸表制度の歩み』, 雄松堂, 1987, p. 10。なお, 電気事業会計規程によって勘定科目, 貸借対照表, 損益計算書, 利益処分書の統一を図ったのは, 1933(昭和8)年のことであった(後掲44), p. 81)。
- 39) 上林貞次郎『日本工業発達史論』, 学生書房, 1948, pp. 116-121。
- 40) 志村嘉一『日本資本市場分析』, 東京大学出版会, 1969, pp. 158-160。
- 41) たとえば, 1930(昭和5)年度の株主総会は, 株主190名中, 81名が出席し, その内, 1株株主は35名, 2株株主は6名となっている。株主総会の出席者のおよそ半数が1株・2株株主となっていることから, 少数株主も電気事業経営のゆくえに強い関心を持っていたとみることができる。
- 42) 小原電灯株式会社「第十一期営業報告書」, 同「第十二期営業報告書」, 1931・1932年, 愛知大学名誉教授・藤本光夫氏所蔵。
- 43) 前掲18)。
- 44) 新電気事業講座編集委員会『電気事業発達史』, 電力新報社, 1977, p. 79。
- 45) 前掲15), p. 183。
- 46) 中部電力『中部地方電気事業史(下)』, 1995, p. 338。